

<平成29年度第1回東大阪市環境審議会 議事要旨>

1. 開催日時 平成29年11月17日（金）午前10時00分から11時30分まで

2. 開催場所 東大阪市総合庁舎18階 大会議室

3. 出席者

（委員）

黒田会長、益田委員、河辺委員、岩浅委員、山口委員、義之委員、安西委員、
中里見委員、大原委員、松浦委員、阿蘇委員、福本委員、川口(泰)委員、中長委員

（事務局）

木下環境部長、千頭環境部次長、山口環境企画課長、
環境企画課：道籬総括主幹、細見主査、松井係員、野山係員、井上係員

4. 議題

- （1）第2次環境基本計画に基づく平成28年度実績について
- （2）平成28年度豊かな環境創造基金の活用状況について
- （3）その他

5. 説明内容

（1）第2次環境基本計画に基づく平成28年度実績について（報告）

◆事務局

第2次環境基本計画に基づく平成28年度実績について説明する。昨年度に環境基本計画の中間見直しに伴って見直された内容は、平成29年度から反映するため、今回の平成28年度の実績は、中間見直し前の指標・目標等に基づく実績報告となっている。

本計画が対象としている環境の範囲は大気汚染や悪臭、水質汚濁、騒音、振動など私達が生活していく上で、最も身近な環境である生活環境、次に緑や水辺、身近な生物などの自然環境、また歴史環境や文化的環境、景観、公共空間などの都市環境、そして廃棄物発生抑制、資源の循環的利用、一般的に3Rと言われている循環型社会、最後に、今最も注目されている地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境、以上5つの環境を対象としており、第3章において、目標を達成するために取り組む施策として行政の事業が位置づけられている。また、第5章では、「みんなで取り組むための施策」ということで、行政が取り組むこと、地域が取り組むことを踏まえて、連携・協働しながらどういった環境づくりに取り組んでいけばよいのかということを整理している。資料1は、計画の第3章及び第5章の報告となっている。

環境基本計画における事業評価に関しては、これまで同様各事業の指標・目標の達成状況により、100%…A評価、99～80%以上…B評価、79～50%以上…C評価、

50%未満…D評価の4段階評価を行い、達成状況で評価できないものはその他評価としている。また、今回の報告では、過去の環境審議会における意見を踏まえて、目標達成状況がA評価（100%）以外の事業について、問題点を3つにグループ化している。まず、事業の推進に関しては行政側に問題があったもの、市が事業を積極的に進められなかったものをア)、2点目に、事業対象の相手や客体の協力・申請を前提としており、市単独で進められなかったものをイ)、3点目に事業の目標や指標に問題があったものをウ)、として3つの観点で問題点の整理を行った。

【生活環境】

計画第3章の1つめの施策の方向性の基本目標である「健康で安心して暮らせるまちづくり【生活環境】」については、62施策すべてに着手し着手率は100%、実施事業数77事業の内、目標達成状況A評価が61事業、B評価が5事業、D評価が1事業、その他評価が10事業であった。この中でB～Dの評価となった事業に関して、改善策と問題点については資料記載のとおり。

【自然環境】

計画第3章の2つめの施策の方向性の基本目標である「身近に自然とふれあえるまちづくり【自然環境】」については、26施策中、23施策に着手し着手率は88%、実施事業数35事業の内、目標達成状況A評価が24事業、C評価及びD評価がそれぞれ1事業ずつ、その他評価が9事業であった。この中でB～Dの評価となった事業に関して、改善策と問題点については資料記載のとおり。

【都市環境】

計画第3章の3つめの施策の方向性の基本目標である「魅力のある安全で快適なまちづくり【都市環境】」については、19施策中、17施策に着手し着手率89%、事業実施数33事業の内、目標達成状況A評価が24事業、B評価が3事業、C評価が3事業、D評価が2事業、その他評価が1事業であった。この中でB～Dの評価となった事業に関して、改善策と問題点については資料記載のとおり。

【循環型社会】

計画第3章の4つめの施策の方向性の基本目標である「環境負荷の少ないまちづくり【循環型社会】」については、22施策すべてに着手し着手率は100%、事業実施数19事業の内、目標達成状況A評価が27事業、B評価及びD評価がそれぞれ1事業であった。この中でB～Dの評価となった事業に関して、改善策と問題点については資料記載のとおり。

【地球環境】

計画第3章の5つめの施策の方向性の基本目標である「地球環境に配慮したまちづくり【自然環境】」については、14施策すべてに着手し着手率は100%、事業実施数21事業の内、目標達成状況A評価が13事業、B評価が2事業、C評価が1事業、D評価が3事業のその他評価が2事業であった。この中でB～Dの評価となった事業に関して、改善策と問題点については資料記載のとおり。

【みんなで取り組むための基本的な施策】

計画第5章みんなで取り組むための施策の内「みんなで取り組むための基本的な施策」

については、32施策すべてに着手し着手率は100%、事業実施数51事業の内、目標達成状況 A(100%)の取り組みが45事業、B評価が3事業、C評価が2事業、D評価が1事業であった。この中でB～Dの評価となった事業に関して、改善策と問題点については資料記載のとおり。

【協働で進めるリーディング・プロジェクト】

計画第5章みんなで取り組むための施策の内「協働で進めるリーディング・プロジェクト」の1つ目のテーマ『次世代につなごう！地域資源を活用した魅力と潤いある東大阪』については、6施策すべてに着手し着手率100%、事業実施数10事業の内、目標達成状況 A(100%)の取り組みが8事業、C評価が1事業、その他評価が1事業であった。

次に2つ目のテーマ『地球環境保全に貢献！低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着』については、10施策すべてに着手し着手率100%、事業実施数29事業の内、目標達成状況 A評価の取り組みが23事業、B評価が2事業、D評価が2事業であった。

【まとめ】

最後に、今回目標達成状況がA(100%)以外の事業につきまして、問題点をア)からウ)の3つにグループ化したが、それぞれのグループについて今後の課題解決、進行管理について整理した。

まず、「ア)市が事業を積極的に進められなかったもの」については、何が原因で事業を積極的に進められなかったのかを環境部から担当部局に確認し、今後に向けての改善策を明確にし、目標達成できるように働きかけていく。

次に、「イ)事業対象の相手や客体の協力・申請を前提としており、市単独で進められなかったもの」については、行政側の努力だけでは目標の達成が難しい事業が多いものの、どのような方法であれば相手方の協力を得られるか、申請件数を増やせるかを担当部局と話し合い、場合によっては目標の見直しを含めて、解決策を見出していく。

次に、「ウ)事業の目標や指標に問題があったものについては、実績から見て評価指標の設定が高いものが多く見受けられることから、適切な評価指標の設定について担当部局と検討していきたい。

最後に、平成28年度施策実績は、施策数が191、うち未着手施策が5、着手率97%、実施事業数については275事業、そのうちA評価217事業、B評価16事業、C評価8事業、D評価11事業、その他23事業となっている。実施事業数に対する割合は、A評価78.9%、B評価5.8%、C評価2.9%、D評価4%、その他8.3%となっており、平成27年度はA評価71.5%、B評価8.2%、C評価2%、D評価5.8%、その他10.3%であったことから、平成28年度事業実績として、前年度よりもA評価の割合が増加した。

※今回の環境審議会において、指摘を受けた「悠友塾開催事業」の評価を修正した後は、平成28年度実績は、275事業の内、A評価218事業、B評価16事業、C評価7事業、D評価11事業、その他23事業となり、割合については、A評価79.2%、B評価5.8%、C評価2.5%、D評価4%、その他8.3%となる。

(2) 平成 28 年度豊かな環境創造基金の活用状況について (報告)

◆事務局)

豊かな環境創造基金は、東大阪市環境基本条例の基本理念に基づき地球環境への負荷の低減、地球環境の改善その他の豊かな環境を創造する事業を推進するため平成 20 年に東大阪市豊かな環境創造基金条例が設置され、環境教育経費、市民団体等による環境啓発・改善活動の推進を図るための補助費等に活用してきた。その事業の財源は、市民・企業などの寄付等に加えて当時すでに対策を実施していた地球温暖化対策実行計画事務事業編 (EACH) に基づき、市の施設での地球温暖化防止の取組みによって削減された光熱水費約 1%分、1,600 万円を一般財源から繰り入れを受けて運用してきた。しかしながら、この一般財源からの繰り入れは、基金のあり方の見直しの中で終了した。

基金の運用は、これまで毎年秋ごろに開催している学識経験者などの外部委員で構成された環境審議会の基金審査部会において検討された後、基金活用事業の実績報告、基金審査部会での審査結果の報告を行い、次年度以降の基金への積立額及び取り崩し額を協議し承認を受けて予算要求という枠組みで進めてきた。今年度より一般財源からの繰り入れが終了したことから、環境企画課としても今後の財源確保に向けて努力していかなければならない。

次に、平成 28 年度庁内活用事業の実績については、平成 28 年度は 4 事業を実施する予定でしたが実績では 3 事業となり、合計 1,535 万 3,011 円基金から充当している。補助金活用事業については、環境団体等に対する活動に対して上限 30 万円の補助金を交付するもので、事務局としても基金の基幹事業であると認識している。平成 28 年度は 7 団体から申請があり、7 団体全て採択され交付額は合計で 148 万 8,961 円であった。平成 29 年度の予定を含め、これまで 71 の事業活動に補助金を交付し、累計 1,478 万 2,082 円補助金額を交付している。

次に「再生可能エネルギー等普及促進事業」においては、エネファーム、HEMS、蓄電池に対する設置補助で 1,260 万円を基金から充当した。この事業については、平成 30 年度からは基金からの充当は行わない。

次に「高付加価値化促進事業の中の環境配慮型研究開発事業」については、平成 28 年度の実績はなく、今年度以降は、基金からの充当は行わない。

次に「学校教育における環境教育の推進」については、トライアルスクール環境教育委託料として、これまで毎年基金から 100 万円充当して、概ね市立の 4 つの学校において環境に関するテーマを定めて、環境教育の推進を行ってきましたが、こちらも平成 30 年度からは基金からの充当は行わないことになっている。基金の充当はなくなったものの、環境教育全般に関しては各学校において授業の中で実施している。

(3) その他

環境基本計画、市の環境行政全般について意見交換

6. 質疑・応答等

(1) 第2次環境基本計画に基づく平成28年度実績について

(悠友塾開催事業関連)

○松浦委員)

報告書の「悠友塾開催事業」について、目標は25名ではなく20名である。本来は各コース25名で4コース合わせて100名で実施したかったが、市の予算の都合で叶わなかったため、各コース20名の計80名での実施となった。平成28年度は、20名の受講者があったが、1名が病気で修了できなかった。20名のコースに対して、目標が25名ということは間違いであるので訂正を依頼したい。

◆事務局)

行政側の資料の間違いであり、訂正させていただく。

○益田委員)

「悠友塾開催事業」について、どのような頻度でどのような内容で開催しているのか。

○松浦委員)

悠々塾は毎年5月の第1木曜日から翌年2月の第1木曜日までの期間、毎週木曜日午前10時から午後3時まで講座を開催し、塾長は市長、運営主体は社会福祉協議会が行っている。開催当初は「歴史」と「まちづくり」の2テーマとしてスタートし、40年来続けてきたが、新たにテーマを増やすこととなり、「環境」と「健康」を加え、4コースとなった。

定年退職した後の61歳から入塾対象とし、国や大阪府、市環境企画課、循環社会推進課等を講師として招き、さまざまな勉強している。塾生がこれらの講師等の豊富な知識を吸収し活用することで、地図を作成したり、公園の良し悪しを議論したりという形で、地域へ戻って実践につなげている。また、「歴史」テーマにおいてもボランティアを育成している。

○益田委員)

座学での学習に加えて、塾で学んだ内容が社会に還元し、実践につなげているということか。

○松浦委員)

はい。塾生には企業勤めをしていた社会人もおり、また行政の事業の見学等も実施している。例えば、大阪湾のフェニックス（廃棄物最終埋立地）見学であれば、現地見学を通じて、ごみ減量や食品ロスについて考えている。

○益田委員)

そういった活動について、様々なところへ報告しているのかもしれないが、塾を修了した後や塾の外での活動実績についてまとめていってはどうか。

○松浦委員)

年間のまとめは社会福祉協議会の方でもおこなっている。また地域での実践活動も関西テレビなどメディアで取り上げられているぐらいしっかりやってもらっている。

○益田委員)

市の環境白書をまとめるときにこういった活動実績を反映し、報告書でピックアップして、このような市民の活動が実を結んでいることをアピールしていけば良いと思う。

(環境家計簿事業関連)

○松浦委員)

行政の努力不足だけをいうのではなく、市民と行政が何をすべきかの部分で、お互いがしっかりコンタクトをとってやっていくべきところはある。例えば、環境家計簿事業も大阪府地球温暖化推進協議会が立ち上げたとき、東大阪市の最初の申し込みは3名だけだったが、さまざまな経緯があって目標は2万世帯となった。その目標を達成するために大阪市の環境家計簿のデザインを参考に東大阪市のキャラクターであるトライくんを活用して、東大阪市バージョンの家計簿で事業が進んできた。家計簿について平成28年度の目標達成ができていないことについては、行政職員の参加が少ないことにも一因があり、参加しない理由を尋ねたところ、家庭事情の内部が他人に知れてしまうことが気になるからという人がいた。このことから考えても、省エネリーダーが責任をもって地域を取りまとめているのであれば、無記名での参加でも問題ないと思われ、提出があった世帯について、統計データをまとめればよい。

◆事務局)

指摘のとおり、必ずしも記名にこだわる必要はないと考える。今後、その手法も含めて検討したい。

(環境教育関連)

○益田委員)

環境教育に関しては、今の小学校の先生に時間的余裕がないこともあるかとは思いますが、環境教育に関する教材について、教科書に記載されているような内容も含めて教えるのが苦手な先生が多く、環境教育の推進には苦慮していると聞いている。そういった事情の中で、環境教育の推進で効果を上げたいということであれば、地域の中で協力し合っ、教材を一緒に作ったり、活動をともに進めたりということを取り入れていけばよいのではないかと。

○松浦委員)

生活排水対策指導員というのが以前市の水質係にあったと思うが、環境カウンセラー協会では現在も継続している。昔は行政が学校へ環境教育をしに行く時に指導員も一緒に学校へ行き、紙芝居等で子どもたちと楽しみながらコミュニケーションをとって環境教育をやっていた。しかし最近は行政だけで行っていることが多く、学校側も時間的余裕がないため、指導員も行きたいという思いはあるものの、行政に来てもらうのであれば市民側の指導員が断られることも多い。指導員は知識が豊富な人も多いので、昔のように行政と協働で環境教育を行ったほうが、より楽しみながら学習できるのではないかと。

◆事務局)

行政だけだとどうしても堅苦しくなるため、委員の意見のとおり市民と協働で実施することは重要と思われる。環境企画課においても豊かな環境創造基金で例えば長瀬川のクリーンプロジェクト等小中学校と地域団体に協働した取り組みを応援する取り組みは行っている。学校への環境教育の推進については、学校の事情や先生方の考え方や思いもあるが、環境部の考え方及び今ここでいただいた意見については伝えて働きかけを行う。

○松浦委員)

恩智川において毎年「水辺の楽校」という活動を行っているが、この活動は加納小学校の5年生の生徒110名ほどと大阪府の職員等も40名ほどが参加し、ケーブルテレビにも取り上げられている。市役所にも声を掛けているが人員の体制がないことを理由に参加を断られている。補助金の交付は受けていなくとも、小中学校と一緒にやっている活動もあることを知ってもらいたい。

(環境センター関連)

○阿蘇委員)

「環境センター構想」について、現状の進捗状況はどうなっているのか。

◆事務局)

具体的には進行している内容で現状報告できるものはない。ラグビー場の改修や新市民会館の建設など市の重要な建設事業が多数ある中でやや優先順位が下がっているように感じているが、計画そのものがなくなったわけではないため、財政部局等へと働きかけながら実現へ向けて努力していく。

○松浦委員)

この事業の目標達成状況がAとなっているが、ハード整備という観点から水走の焼却工場の焼却熱を利用できる施設を整備したことを評価した意味でのA評価になっているのか。

◆事務局)

評価の指標や方法については、昨年度の中間見直しを通じて委員各々が思うところはあると思われるが、環境センター事業に対する指標が環境センターの「基本設計等に向けた計画の作成と部内及び関係部署との調整」となっており、その指標に対してのA評価となっている。

○阿蘇委員)

それでは、平成28年度実績が「測量調査業務の実施と部内及び関係部署との調整」となっているが、具体的に何をしたのか。

◆事務局)

環境センターの建設予定地については、東事業所の西側の土地を考えており、隣接する土地に一部市民の所有する土地も若干あるので、境界明示を行った。

(清掃活動関連)

○松浦委員)

平成29年度に向けて意見を言いたい。私が参加する市民会議のプランニングチームでは2年に1度市民から市に意見をいう分科会を行っており、その中の「みどりを増やそう」という趣旨の分科会において、「一部きちんと清掃してきれいにしている場所もあるものの、全体的にまちが汚い」という意見が出た。この意見を踏まえ、きちんと清掃しているところは今までどおり月1回清掃を継続し、清掃していないところについてはこれから月1回、行政・事業者・学校等がその周辺を清掃してほしい旨の提言書を市長に提出したのだが、その提言を受けた市長より環境部へ話が伝わり、9月20日の市内一斉清掃へつながったと思っていた。しかし、聞いたところによると、実際には市内一斉清掃自体はこの提言以前より話があったということであり、そういった提言をしたにも関わらず、市内一斉清掃の実施がプランニングチームへは知らされずに行われたことは市民協働の観点でも残念なことだった。

◎黒田会長)

今は平成28年度実績に対する意見交換のため、平成29年度以降のことは後ほどの機会にお願いしたい。

(徳庵駅東側エレベーター設置事業)

○益田委員)

それでは「徳庵駅東側エレベーター設置事業」について、地元及び地権者の理解が得られず、設置ができていないとの報告があったが、徳庵駅エレベーターの状況としては既に1基設置されていて、2基目が設置できていないのか。どういう状況で地元等とうまく協議できていないのか。

◆事務局)

事務局として具体的に内容を把握しておくべきではあるが、事業数が非常に多くある中で、全ての事業内容について環境企画課で詳細な回答をすることは難しいため、こちらで調査した上で、後日回答させていただく。

○益田委員)

自分自身、最近骨折をした時に駅のエレベーターに随分と助けられた経験をした。同じように公共交通機関利用者の中にエレベーターがあれば助かる、必要であると感じる人がいるはずなので、設置の意思が行政、JRにあるのに事業が進んでいないのはもったいない。そういったニーズを調べて、できるだけ早く対応した方がいいように思う。

◆事務局)

事業実施課へ意見を伝え事業実施に向けて働きかけを行っていくとともに、併せて本審議会での意見を市長・副市長へ報告させていただく。

(2) 平成28年度豊かな環境創造基金の活用状況について

質疑なし

(3) その他（東大阪市環境行政全般）

(生活環境関連)

○松浦委員)

私は住工共生のまちづくりの委員会に参加しているが、環境基本計画の中の「静けさを確保する」の項目の中で、東大阪ではモノづくりで中小企業の皆さんが頑張っているのに、工場に隣近所からの苦情があつて廃業するなどの事例がある。その廃業した跡地にまた家が建って、さらに苦情が来る。振動や音等の防止に対する助成金等はいろいろ頑張っているが、新しく入ってきた人が文句を言うから対応するというのは違うと思う。この問題だけではなく、東大阪は緑比率が6.7%しかなく樹木が少ない。花などは皆さんよく植えてくれているので綺麗ではあるが、樹木も植えてもらいたい。このことから、緑化に対して助成金を出すのはすごくいいと思う。市民の中には、木の枯葉が下に落ちたら何とかしろ、花がつけば散ったら掃除しろという人がいるが、そう思ったら自分で掃除したらいいのにと逆に思う。口は達者でも体を動かさない方が多い。例えば稲田桃の地域でも、一生懸命樹木を植えて何とかしようとしている学校もある中で、開校以来植えていた桜の木の、花が汚い、葉が落ちてきた、いらないと近隣住民から苦情があつて、校長先生に木を切らせた学校もある。苦情を言われたらすぐに木を切る等と結論を出すのではなく、苦情を言われたら言われたなりにきちんと会話をして、保存するだけの正しい知識を持ってやってもらいたい。今まで暮らしてきた人達が容認しており、しっかりとした樹木であるのに、新しい人がこれは邪魔だ、切れなどと言うのは少し考えられないことである。行政の方は、苦情があれば対応しないといけないと言って、チェーンソーで一生懸命切っているのを見るが、切らなくていいものを切っていると思ったりする。それも環境破壊しているわけであるし、苦情の件数に対して黙っている人のほうが多いのでありそのあたりは理解して行政には対応してもらいたい。

◆事務局)

そういう要望があつた時は、行政として一定の対応をせざるを得ないところはあるが、緑化とか広い視点で考えて対応することは必要である。行政側としては苦情を言われたらそういう対応になってしまうのだが、もう少し広い観点を持って、クレームを言われている方も少し説得するような、そういう視点も大事であると考えて。クレームを言っている方だけの主張を聞いてはいられない場合もあるので、双方向的に納得が得られるような対応を今後行っていきたい。

○松浦委員)

恩智川沿いに菜の花がやっときれいに咲いて、市外からの人にも見ってもらえるくらいになっている。しかし一つの自治会だけは、咲いて綺麗と思っているところに「切れ」と言われる。その地域だけ菜の花が伐採されているところがあつたので、直接自治会長に行つて話をしたが、大変強い意志を持っており、逆に私が怒られた。こちらが謝るのはおかしいなと思いつつ、理解を求めたが、会長だけの意見ではなく、この地域の方が良かれと思っているのか問うと、相当嫌がられた。やはり、個人的な意見で言っている

ことに対しては、なんとか動かしてほしいと思う。

(まちなの美化推進事業と環境啓発事業関連)

○福本委員)

豊かな環境創造基金について、私達の団体が実施した事業がある。この事業を実施した際にはゴミのポイ捨てを減らしたい、2019年ラグビーワールドカップに向かってやっていく、という思いで、楠根小学校、楠根東小学校の4年生にポイ捨てを防ぐための標語作りをやってもらった。報告書には、「まちなの美化推進事業」というところで、美化啓発キャンペーンの実施回数8回を目標としていたのに、なぜ1回しか出来ていなかったのか聞きたい。

また、改善策として、地元自治会との関係をより緊密にするとしており、問題点のグループとしては行政側の実施に問題があると位置づけている。私達のような小さな団体でもそういう活動をしている。行政は知らないかもしれないが。地元ではそういう活動をしながらゴミのポイ捨てをどうしたらいいかということを考えている。自治会と行政とのタイアップというか連携がどのようになされ、ここまで企画した計画ができなかったのか。要するに、何をしようとしていて8回という目標を立て、どこの部分の啓発が1回出来たのか。自分のやっていることとの兼ね合いで聞きたい。

◆事務局)

「まちなの美化推進事業」は施策として「モラルやマナーの啓発などによる、ごみのポイ捨ての禁止、不法投棄の防止、落書き防止等の推進」に位置付けられた事業で環境部の美化推進課が実施しているものである。8回の目標というのは計画が出来たときからの目標であり、それについては過去から達成出来ていないという状況が続いていた。今回、昨年度の中間見直しの指標目標の見直しで、キャンペーンを実施するという事で指標・目標の見直しを行った。当然8回の目標に対して1回というのは行政側の姿勢に問題があると言わざるを得ない。1回については、環境フェスティバルで美化推進課がパッカーで来て不法投棄の防止などの啓発物品を配ったということをして1回としてカウントしている。

○松浦委員)

啓発活動を8回するというならいくらかでも協力はする。

○岩浅委員)

地域協議会にてフェスタなど各校区でしている。その時はパッカー車などに来てもらってゴミの分別をしている。そういったものを利用してもらえればたくさんの方が来るので啓発になると思う。

◆事務局)

環境部の別の課の事業となるがフェスタなどに際して分別などの啓発ということでパッカーの派遣は行っており、分別などの啓発事業は実施している。また、フェスタなどへの派遣事業は環境教育の観点などからも、環境基本計画上別の施策の事業として位置付けてそこではA評価とされている。

「まちの美化推進事業」については行政内部の話になって申し訳ないが、事業担当課によると、啓発等を主に実施している課ではなく、不法投棄の対策や見回りなどを実施している事業課であり、職場の人員体制の問題などから啓発まで手が回らないということであった。

しかしながら、今いただいた意見を踏まえて、事業担当課にはもう少し工夫をして積極的に回数を増やしたり、地域に入っていく活動ができないか等を働きかけていく。あわせて、副市長・市長にも議事録として審議会の意見があったということを報告するため、不十分なものは一定の対応がなされると考える。

○福本委員)

要するに行政間の横の連携不足の問題であると思う。私は楠根リージョンの方なので、桃の実祭りという実行委員会を実施しているが、環境部に連絡してパッカー車に来てもらい、子供たちにごみをどうするかという啓発をきちっとしている。その啓発をここに回数としてあげられてはどうか。先ほどの環境フェスタにパッカー車が大大的に来るという考え方であれば、他の事業をやっている学校等もたくさんあるので、その辺は横の連携で、どこに行っているかということをきちっと整理してはどうか。

◆事務局)

地域や学校にパッカーを出して啓発していることは、こちらも承知している。不法投棄防止のキャンペーンという位置づけであれば1回しか出来ていないが、環境学習という観点ではかなりの回数実施し、またその事業・回数については環境基本計画上の事業として位置付けて評価している。

ただ、「まちの美化推進事業」は、美化推進課の事業であり、同課として目標を設定して取り組んでいることから、他の課が実施している地域の分別啓発事業、パッカー車の派遣等の実績を美化推進課の事業の実績に計上することは難しいところがあるかなど。

現状ではまちの美化推進事業の施策として位置付けられている「モラルやマナーの啓発などによる、ごみのポイ捨ての禁止、不法投棄の防止、落書き防止等の推進」に、地域・学校などへの分別啓発事業などを位置づけて評価をすることは可能かなど考えているのでご理解いただきたい。

○松浦委員)

一般的に考えれば、同じことをしているのだから、学習と啓発と変わらないと思う。中学校の運動会の時もパッカー車が来て分別している学校もあり、事業所の方が啓発しようとしている。その部分ではすばらしいと思う。今、牛乳パックからはがきを作っていて、私達もいろんなところでイベントに来ていただいている。役所も分けてしまうから同じことをしているのに、とってしまう。

◆事務局)

環境部としてはそれぞれの事業については各課で情報共有をしており、ただ今の審議会の中での意見は環境基本計画の位置づけの中の区分けの仕方の中で解決していきたいと考えている。

しかしながら、審議会からの意見を踏まえて環境行政、市役所内の部局間それぞれの

連携というのは今後も密にしていかなければならないと考えているので、ご理解いただきたい。

(東大阪市まちの美化推進に関する条例関連)

○松浦委員)

東大阪市まちの美化推進に関する条例の問題であるが、美化推進課でごみのポイ捨てをしてはいけないとある。犬や猫のフンとか、タバコの吸殻のポイ捨てなど、条例があるにも関わらずする人はいるので、もっと罰則があるものを作ったらいいかと思う。

(結び)

◎黒田会長)

いろいろとご意見をいただきましたが、私も意見を聞いていて思ったのはやはり教育が大切である。特に若い世代、小中学校での環境教育が重要と思う。今日の資料の中でも環境教育の事業でB評価80%のものがあつた。事業実施課との連携という話もあつたが、もっと上の観点で、将来世代にいい環境を残していくという意味で、若い人への環境教育をきちんとしていかなければならない。そういうことを踏まえて今後の環境施策を進めていただければと思う。

時間になりましたので、本日はありがとうございました。

7. 配布資料

資料1 第2次環境基本計画（平成28年度実績報告書）

資料2 平成28年度事業実績報告書

資料3 平成28年度豊かな環境創造基金の活用状況

第2次環境基本計画平成28年度中間見直しによる改定版（冊子）